

## 知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と、建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

**加入できる事業主：建設業を営む方**

**対象となる労働者：建設業の現場で働く人**

**掛金：月額 310 円**

詳しいことは、

**独立行政法人**

**勤労者退職金共済機構**

**北海道支部**

**電話 011-261-6186**

へお問い合わせください。

## 保健センターから

ほろのベウオーキングラリーの100万歩達成者を紹介します。

**第4号 丹羽 達雄さん(問寒別)**

(7月10日に到達です)

**第5号 坪山 則宏さん(栄 町)**

(7月15日に到達です)

**第6号 丹羽 紀子さん(問寒別)**

(7月16日に到達です)

**第7号 上野 あいさん(宮園町)**

(7月18日に到達です)

**第8号 竹岡 政仁さん(1北2)**

(7月19日に到達です)

以下、お名前と到達日のみ紹介します。

**岩岡由紀枝さん(7月24日)**

**一関 捷治さん(7月25日)**

**高橋ひかりさん(7月31日)**

**水木 貞子さん(8月8日)**

皆さんの益々のご健康を祈念いたします。

## 調停制度説明会及び 裁判所見学会

今年は、調停制度が発足して90周年にあたります。

旭川家庭裁判所天塩出張所・天塩簡易裁判所では、調停制度説明会及び裁判所見学会を行いますので、参加を希望される方はお気軽にお申し込みください。

**日 時**：平成24年10月3日(水)  
午後2時から(1時間程度)

**場 所**：旭川家庭裁判所天塩出張所・天塩簡易裁判所  
住所 天塩町新栄通7丁目  
アクセス 沿岸バス「天塩」バス停留所  
下車徒歩1分(駐車場若干有)

**定 員**：15名(先着順)

**内 容**：裁判所職員による調停制度の説明及び裁判所の見学

**申込方法**：平成24年9月28日(金)  
午後3時までに、電話又は直接お申し込みください。

**申 込 先**：

**旭川家庭裁判所天塩出張所・**

**天塩簡易裁判所庶務係**

**電話 2-1146**

**そ の 他**：当日は、午後1時50分までにお集まりください。

団体での参加をご希望の方は、別途日程調整いたしますので、お問い合わせください。

## 多重債務・金融サービス 無料巡回相談(旭川会場) を実施します

北海道財務局では、消費者金融やクレジットの利用により、高額な借金を抱え、お悩みの方々からの相談を受け付け、解決方法をご案内しております。

このたび、下記の日程で多重債務及び金融サービスについての巡回相談を実施いたしますので、一人で悩まず、専門相談員にお話を聞かせください。

**無料巡回相談**

**日時**：平成24年9月26日(水)  
午前9時～午後5時

**会場**：旭川地方合同庁舎西館1階  
第1共用会議室  
(住所:旭川市宮前通東4155番31)

**電話**：北海道財務局 直通  
多重債務者相談窓口  
011-807-5144

金融ほっとライン  
011-807-5145

予約受付

平日 午前9時～午後5時

※ご相談予約、お問い合わせは開催日前日までにお願いします。

・借金のご相談について

1. 秘密は厳守します。

2. できる限り、お借入に関する次の資料をご用意願います。

①契約書写し

②利用代金請求書

③取引明細及び領収書

④住宅ローン、オートローン、教育ローンのある方はお借入れの資料

・当日お越しいただけない方につきましても、北海道財務局常設窓口(上記電話番号と同じ)においてご相談を受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

**北海道財務局・旭川財務事務所**